

# BTMU CHINA WEEKLY

## EXPERT VIEW: 安慰函(Comfort Letter)の法的意義

中国企業とのアライアンスに基づく事業においては、その事業の発展過程において、その事業体が自己の与信で中国資本の銀行等から資金を調達すること、いわゆるスタンドアローン・ファイナンスを利用する機会も増加することが予想されます。近時、中国の銀行は、スタンドアローン・ファイナンスについても、借入人の主要な株主から経営指導念書のような文書（例えば、その目的により、いわゆる「Keep well Agreement」や「Comfort Letter」も同種の文書として機能する場合があります。）を取得することをファイナンスの条件とする場合もあるようです。今回は、中国における経営指導念書のような文書の法的意義を検討してみたいと思います。

Q: 当社（A社）は、中国企業B社との間で提携し、当社製品のOEM生産及び中国国内販売を目的として、2010年に50:50の出資比率で、中外合弁会社（合弁会社）を設立しました。合弁会社の経営状況は、良好で、この度、隣地を取得して第二工場を建設することになりました。第二工場の建設に係る資金については、合弁会社の自己資金及び合弁会社の既存の土地・建物に抵当権を設定してB社の取引先銀行である中国資本のC銀行からの借入金とで賄う予定です。C銀行と5年と1年の短期及び長期の融資について、その条件等がほぼ合意することができたのですが、最後の段階において、C銀行から当社及びB社に対して、次のような内容の「安慰函」と題する文書を提出してほしい旨の要請がなされました。

「合弁会社は、当社が50%を出資する会社であり、当社の商標及び技術をライセンスして中国において当社の製品を製造販売する重要な投資先会社です。

貴行と合弁会社が締結する「金銭消費貸借契約」について、当社は、合弁会社の出資者として、当該契約締結後の合弁会社の経営に対し、中国側出資者であるB社とともに、できる限り、全力でこれを支援し、かつ、合弁会社が当該契約を履行することを全力で支援します。」

B社も同様の文書の提出を要請されています。B社の説明では、この文書は、法的には意味がなく、当社の保証責任や連帯債務者としての責任を構成するものでなく、また、金銭消費貸借契約に約定される合弁会社の支配権変動に関する事前通知等のほか、当社の持分の譲渡や、解散権の行使について、法的な制限を設けるものではないとのこと。日本でのいわゆる「経営指導念書」のようなものだと思うのですが、中国では、このような「安慰函」には、B社の説明どおり法的には意義がないと考えてよいのでしょうか？

A: 中国の保証契約は、書面によるとの様式性を要求し、「保証」、「担保」等の保証責任を明確に示す内容で署名、押印されていることが成立の要件とされており、その成立の認定は、比較的厳格な解釈がなされています。安慰函の提出が保証約定となるかという点についても、まずは、その内容によって法的効果を検討することになり、文書の内容に保証責任又は代理弁済の引き受け意思を示す文言が明確に含まれるか否かがまず問題となります。更に、上記のような文言がない場合でも、実際の経緯及び実際の行動から上記の意思が認められるかどうか検討を要します。本ケースにおいて考察するに、その責任部分に記載される内容は、「金銭消費貸借契約」について、合弁会社の出資者として、当該契約締結後の合弁会社の経営に対し、「全力でこれを支援し」、「合弁会社が当該契約を履行することを全力で支援」することであり、保証責任の引受意思という観点からは、更にその具体的な内容に欠けると評価されると思います。また、同書の提出経緯が、合弁会社の融資協議において、その契約内容がほぼ合意された後に銀行から一方的に提出を要請されたという経緯

に照らしても、当該安慰函の提出により、C銀行がA社（及びB社）に対して何らかの具体的な保証債務その他の債務に関する責任を法的に追及することはできない（又は極めて困難）と考えます。現状においては、上記のとおりであると考えますが、銀行を当事者とする法務の実務取扱いは、時代又は具体的な事情により大きく変わる可能性もあります。本ケースの安慰函の法的意義については、今後の裁判実務の動向等に十分に留意しつつ、その実務の趨勢を見ていくことが肝要だと思います。

### 1 中国における「経営指導念書」に類似する文書の実務上の扱い

中国においても、「安慰函」、「承諾書」、「告慰函」等（以下「安慰函」と総称します。）として、地方政府や借入人の親会社が銀行等の金融機関に対して「経営指導念書」に類似する文書を提出する場合があります。当該文書の中国法上の効力等が議論されています。

日本においては、「経営指導念書」については、その発行経緯や内容に応じて、保証責任、損害担保責任、保証予約責任、債務不履行責任及び不法行為責任等が論じられていますが、中国においては、検出することができる裁判例や論考では、現状、その多くが保証責任の有無について論じています。上記については、いくつかの理由が考えられますが、損害担保責任、保証予約責任、債務不履行責任は、現行の民法通則、契約法、担保法及び権利侵害責任法に直接的な契約類型が定められておらず、その約定の法的効果を論ずるに至るまでに事例の集積や議論が成熟していない状況であるのが主要な理由ではないかと思えます。

### 2 安慰函の中国法上の取扱い

中国の保証契約は、書面によるとの様式性を要求し（担保法第13条）、法定約定事項として①被保証債権の種類・金額、②債務者の債務の履行期限、③保証の方式、④保証担保の範囲、⑤保証の期間、⑥その他の事項が規定されています（担保法第15条第1項）。法定事項が約定されない保証契約が直ちに無効となるという理解ではないのですが（担保法第15条第2項）、保証責任が場合により保証人に重い法的責任を課することがあることから、その成立に関しては、例えば、「第三者が書面により債権者に『担保書』を提出する場合」や「主たる契約上に保証人として署名又は押印した場合」に保証契約の成立を認めると解釈しており（法釈〔2004〕44号第22条）、比較的厳しい要件が求められています。上記のように、中国での保証は、一般的には、書面によること、法定事項が約定されていることのほか、「保証」、「担保」等の保証責任を明確に示す内容で署名、押印されていることが成立の要件となると考えることができます。

### 3 安慰函の実務上の扱い

#### (1) 裁判例

安慰函の実務上の扱いについては、1つの事例についての判決が2004年に最高人民法院によりなされています。この事案は、上告人：佛山市人民政府、被上告人：交通銀行香港分行とするもので、要約して説明すると、

- ① 1994年5月8日、上告人は被上告人に対して次のように記載した「承諾書」を提出した。  
「中亜企業有限公司は、当市の香港駐在機構である。当該会社の対外貿易業務を更に発展させるため、当該会社は貴行に1000万米ドルの与信限度額を申請した。上記の与信限度額の申請については当市政府が検討承認を経て既に同意している。貴行は、当該香港駐在の会社の業務の発展の実際の需要に応じて支持を行ってください。当市政府は、当該香港駐在が返済責任を確実に履行し、期限どおりに貴行に借入元金・利息を弁済させるよう督促します。当該会社に期限の徒過又は貴行の貸付金元金・利息の未弁済が生じた場合には、当市政府が解決に責任を負い、貴行に経済的な損失を被らせないようにします。」
- ② その後上告人は、1996年10月24日、中亜企業有限公司の被上告人からの借入れに際して同種の承諾書を被上告人に提出したが、2000年8月9日香港破産管理署から当該会社の清算命令が発行され、被上告人に対する債務の弁済が不能となる状況が生じた。その後、幾度かの債務弁済に関する調整がなされたが、最終的に上記の承諾書に基づき被上告人が上告人に対して、上記の承諾書を根拠として、保証責任の履行を求めて、訴求した事案です。
- ③ 実際の裁判では、承諾書の保証合意としての効力のほか、政府不保証の原則、対外担保規制未履行の問題、訴訟時効の問題等、争点が多岐にわたっているのですが、承諾書の保証合意とし

ての効力の点については、原審がその保証担保としての法的効力を認めたのに対して、上告審である最高人民法院は、次の理由で、保証担保としての効力を否定しました。

- a) 名称が「承諾書」であり担保通知ではなく、その名称から担保を構成することができるかどうかについてはその内容を見なければ認定できないこと。
- b) 承諾書の内容を見るに、「解決に責任を負い」、「貴行に経済的な損失を被らせないようにします。」とされており、担保保証の責任又は代理弁済の意思表示が明確でないこと。
- c) ファシリテーター中の「抵当物品及び法律文書」に基づき、承諾書以外の不動産抵当、保証及び預金担保が列挙される「保証」以外の「その他」の文書中に承諾書が列挙されており、被上告人が承諾書を保証とは異なると認識していたことがうかがえること。
- d) その他の弁済方法に関する協議における事由

## (2) 裁判例の考え方

上記の最高人民法院の考え方を整理すると、

- ①「担保書」等の名称により当事者が保証責任又は代理弁済の意思を明確に推察することがきるような文書を除き、その他の安慰函は、その内容によって法的効果を検討することになる。
- ②上記の内容は、文書の内容に保証責任又は代理弁済の引き受け意思を示す文言が明確に含まれるか否かがまず問題となる。
- ③仮に上記のような文言がない場合でも、実際の経緯及び実際の行動から上記の意思が認められるかどうか検討を要する。

という一連の思考方法を向うことができ、詳細な要検討部分の議論は別として、その思考方法は、日本の「経営指導念書」の法的責任を論ずる場合の思考方法と類似するものがあります。

なお、同種の事例で、中国銀行（香港）有限公司が上告人、福建省龍海市人民政府が被上告人の1人となった2005年7月28日の福建省高级人民法院の判決（福建省高级人民法院〔2005〕閩民終字第180号）においても主として「確認書」に記載される内容が「解決に責任を負い」、「貴行に経済的な損失を被らせないようにします。」とされていることを理由に担保契約を構成しないと判断しています。中国の全ての裁判例を検証したわけではないのですが、検索することができた裁判例及び論考中で、「安慰函」、「承諾書」、「告慰函」等を積極的に保証契約等として発行者にその責任を認めるものは検索することができませんでした。

## 4 中国における本ケースの安慰函の扱い

本ケースの「安慰函」のタイトルは、担保書その他の保証の引き受け意思等を明確に表すタイトルではありません。従って、本書の法的意義はまずはその内容によることになります。

その内容について検討するに、その責任部分に記載される内容は、「金銭消費貸借契約」について、合弁会社の出資者として、当該契約締結後の合弁会社の経営に対し、「全力でこれを支援し」、「合弁会社が当該契約を履行することを全力で支援」することです。上記の裁判事例の、「解決に責任を負い」、「貴行に経済的な損失を被らせないようにします。」という記載と比較しても、保証責任又は代理弁済の引受意思という観点からは、更にその具体的な内容に欠けると評価されると思います。

以上の状況にかんがみるに、①そのタイトル及び内容からA社の保証責任又は代理弁済を引き受ける意思が明確に記載されておらず、保証契約やその他の第三者責任引き受け合意としての明確さを欠いていること、②本ケースの安慰函を提出する経緯に照らしても、上記の保証契約やその他の第三者責任引き受け合意としての性質を基礎づける事実関係に乏しいことから考えると、当該安慰函の提出により、C銀行がA社（及びB社）に対して何らかの具体的な保証債務その他の債務に関する責任を法的に追及することはできない（又は極めて困難）と考えます。

確かに、本ケースの安慰函の提出は、実務的には提出に不安が残るのですが、まずは、上記のとおり理解を前提としてその対応を検討する必要があると考えます。ただし、銀行その他の金融機関を相手方とする保証等の理解は、実際の判決においてその判断が将来大きく変更される可能性も否定することができませんので、安慰函に関する将来の実務動向には注視していく必要があります。

露木・赤澤法律事務所  
 弁護士 赤澤 義文  
 外国法研究員 封 震

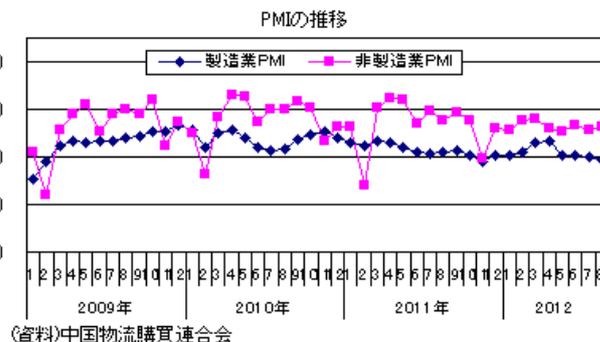
# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

#### ◆8月の製造業PMI指数 9ヶ月ぶりに50を下回る

中国物流購買連合会の1日の発表によると、8月の製造業PMIは4ヶ月連続下落して49.2となり、昨年11月以来9ヶ月ぶりに景況感の分岐点となる50を下回った。同連合会は、8月のPMI指数の下落は、生産活動が縮小し、足元の経済が下降局面にあることを示しているが、新規受注指数の下落幅が前月比0.3ポイントと僅少に留まっていることから、上半期に打ち出された需要喚起と成長安定の為の政策が徐々に効果を現し始めたことが窺われるとしている。また、購買量指数、輸入指数が同+2.0ポイントと5ヶ月ぶりに回復していることから、在庫調整が終わりに近づきつつあり、経済の底打ちの兆しが徐々に現れてきていると見ている。なお、8月の非製造業PMIは前月比+0.7ポイントの56.3だった。



#### ◆温家宝首相 広東省視察 輸出の安定成長に向け支援策強化を表明

8月24日から25日にかけて、温家宝首相は広東省の広州市、仏山市、東莞市を視察した際、今後、中国の輸出を巡る情勢は厳しくなる可能性があることを指摘し、輸出の安定成長を推進する措置を講じ、今年の経済・社会発展の目標達成に向けて良好な環境を整えていくことを表明した。具体的には、①輸出支援に関する政策を引き続き整備、実施していく、②貿易発展方式の転換を急ぐ、③先進技術・設備、コア部品等を中心に、輸入を積極的に拡大する、④貿易摩擦に適切に対応する、⑤外資導入の政策を整備し、投資環境を改善する、の5つの方針を挙げた。こうした背景には、中国の輸出の伸びの減速がある。全国の1-7月の輸出入総額は2兆1,683.7億米ドルで前年同期比7.1%の増加となったものの、通年の伸び率目標である+10.0%を大きく下回り、輸出については、1-7月の伸びは同+7.8%と、1-6月の同+9.2%からさらに鈍化、7月単月では6月の前年同月比+11.3%から同+1.0%と、下落が顕著になっている。また、広東省税関によると、7月の江蘇省、上海市、浙江省、山東省等、沿海部の主要都市の輸出伸び率がいずれもマイナスに転じた中で、唯一広東省だけが同+3.3%とプラスを維持したものの、伸び率は6月の同+6.2%に比べ大幅に縮小。商品別では、広東省の支柱産業であり、これまで中国の成長を牽引してきた労働集約型製品を中心とする輸出が外需の低迷を受けて減速、特に、アパレル、紡績等の輸出が落ち込んでいると分析している。

### 【産業】

#### ◆家電生産・販売 上半期の伸び幅鈍化

工業・情報化部は29日、2012年上半期の家電業界の業況を発表した。1-6月の家電生産高は前年同期比+9.7%、家電販売高は同+10.02%と、伸び幅は前年同期比で15~16ポイント低下した。不動産市場の低迷と家電製品の買換え奨励策の終了等を受け、家電市場は厳しい状況下にあるとしている。品目別の生産台数では、冷蔵庫が前年同期比▲7.4%の4,145.2万台、冷凍庫が同▲4.6%の902.8万台、洗濯機が同▲1.0%の3,057.1万台、エアコンが同+1.5%の8,038.7万台、電子レンジが同+13.4%の3,286.5万台となった。一方、1-5月の家電業界全体の収益については、電気銅、鋼材、アルミ、化工原料等の原材料の値下がり が寄与して前年同期比+14.5%となり、収益力は改善したとしている。

### 【金融・為替】

#### ◆中国本土・台湾の中銀 通貨直接取引の体制構築で覚書に調印

中国人民銀行と台湾中央銀行は31日、「海峡兩岸通貨清算連携覚書」に調印し、調印日より60日以内に中台間の人民元・台湾ドル直接取引の決済体制を整えることを発表した。覚書は、中台それぞれで清算(クリアリング)銀行を1行ずつ選定することや、監督管理面での連携の仕組み等を定めたもので、これにより、中台貿易・投資における双方通貨の使用が可能となり、中台間の貿易・投資の活性化に繋がると期待されている。なお、台湾中央銀行の発表によると、中台間の通貨直接取引の決済体制が確立し、関連法規が整備され次第、台湾地域における人民元預金・送金業務を開始するとしている。また、中台双方の金融当局は、台湾における人民元業務について、中国本土との間の資金移動が伴う場合、台湾現地の規定の他に中国本土側の規定にも従う必要があることを強調した。一方、中国本土における台湾ドル業務の取扱開始について、台湾中央銀行は、現行の台湾ドル管理体制への影響を考慮し、漸進的に進めていく方針を表明し、慎重な姿勢を示した。

## 人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2012.8.27	6.3580	6.3559~6.3592	6.3568	0.0023	8.0776	-0.0024	0.81955	0.0002	7.9642	-0.0054	3.4500	2153.01	-38.14
2012.8.28	6.3580	6.3522~6.3594	6.3530	-0.0038	8.0860	0.0084	0.81918	-0.0004	7.9445	-0.0197	3.3800	2171.24	18.23
2012.8.29	6.3519	6.3443~6.3529	6.3517	-0.0013	8.0903	0.0043	0.81890	-0.0003	7.9703	0.0258	3.5300	2150.32	-20.92
2012.8.30	6.3530	6.3466~6.3559	6.3496	-0.0021	8.0754	-0.0149	0.81852	-0.0004	7.9683	-0.0020	3.6000	2149.67	-0.65
2012.8.31	6.3520	6.3466~6.3520	6.3484	-0.0012	8.0872	0.0118	0.81862	0.0001	7.9505	-0.0178	3.5300	2144.30	-5.37

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

## RMB レビュー&アウトック

中国国家统计局が 27 日に発表した 1-7 月の鉱工業部門企業利益は、前年同期比▲2.7%と 4 ヶ月連続で減少した。中国経済は減速傾向が鮮明となってきており、この統計も景気を上向かせるため一段の政策緩和を講じるよう当局に圧力がかかる結果となった。こうしたなか、先週はユーロ相場が落ちつきを見せたこともあり、人民元相場は対米ドルで 6.35 台を中心とした推移が続いた。29 日には一時 6.34 台前半まで上昇したが上値を追う展開とはならず、6.3484 で越週している。先週は比較的底堅い値動きとなった人民元だが、周小川中銀総裁が「経済成長の減速圧力は依然大きい」と述べるなど中国の景気減速懸念は依然として強い。一段の上昇余地も限られるとみている。

(9月3日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。